

貨物軽自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

「令和5年2月分」

九州運輸局自動車交通部
自動車運送事業安全監理室

処分年月日	事業者の氏名又は名称 及び事業者の所在地	営業所の名称及び所在地	行政処分等の内容	主な違反条項	違反行為の概要	違反点数付与状況	
						局内累積 違反点数	当該(営) 違反点数
令和5年2月22日	株式会社雄生ライン(法人番号1290001085878)代表者 橋本雄生	本社営業所	輸送施設の使用停止 (60日車) 文書警告	貨物自動車運送事業法(以下「法」)第17条第1項第1号、 法第17条第4項	令和4年7月26日、監査実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等の基準の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)疾病、疲労等のおそれのある乗務(安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条)、(4)点呼の記録義務違反(安全規則第7条第5項)、(5)運転者に対する指導監督違反(安全規則第10条第1項)、(6)運転者に対する指導監督の記録又は指導監督の記録保存違反(安全規則第10条第1項)、(7)運転者に対する指導監督の記録事項義務違反(安全規則第10条第1項)	6	6
	福岡県太宰府市大字北谷 299番地6	福岡県太宰府市大字北谷 299番地6					